

令和2年7月31日

(照会先)

厚生年金保険部長 入澤 俊行
(電話直通 03-6892-0773)
国民年金部長 西尾 公郎
(電話直通 03-6892-0764)
年金給付部長 横本 一憲
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまへのお知らせについて

(厚生年金保険料等の納期限の延長について)
(国民年金保険料の免除及び口座振替について)
(年金の現況届や生計維持確認届等の提出期限の延長等について)

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さんに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

このたび、厚生労働省告示第287号及び第288号が公布されたこと等にともない、別添1、別添2及び別添3のとおりお知らせいたします。

別添1:厚生年金保険料等の納期限の延長について

別添2:国民年金保険料の免除及び口座振替について

別添3:年金の現況届や生計維持確認届等の提出期限の延長等について

以上

日本年金機構**被災された事業主・船舶所有者の皆さまへ****厚生年金保険料等の納期限の延長について**

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

1 厚生年金保険料等の納期限が延長されます

- 令和2年7月豪雨による災害に伴い、対象地域に所在地を有する事業所、船舶所有者については、令和2年7月31日付け厚生労働省告示により、令和2年7月4日以降に納期限の到来する厚生年金保険料等（※）の納期限が延長されます。
(※) 厚生年金保険料（特例納付保険料、高齢任意被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む）、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、日雇保険料、子ども・子育て拠出金、厚生年金基金の特例解散に係る責任準備金相当額における徴収金、1号加算金及び2号加算金

2 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、後日お知らせします

- 延長後の厚生年金保険料等の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討し、別途厚生労働省告示で定めることとなり、決定後に別途、お知らせいたします。

3 口座振替で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま

- 令和2年7月分厚生年金保険料等については、令和2年8月31日の口座振替は行われないため、令和2年8月20日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- 令和2年8月分以降の厚生年金保険料等についても、延長後の納期限が決定するまでの間は、毎月20日頃に送付される納入告知書にて納付してください。
- なお、口座振替の再開については、延長後の納期限が決定した際に、改めてお知らせいたします。

4 納入告知書にて金融機関等の窓口で納付されている事業主・船舶所有者の皆さま

- これまでと同様に「納入告知書」を送付いたします。

5 延長後の納期限が決定するまでの間の厚生年金保険料等の納付方法について

- 納付書又は納入告知書を用いて金融機関の窓口等で納付することが可能ですが、改めてお知らせする延長後の納期限が決定するまでの間は、納付していただかなくともかまいません。別途お知らせする納期限までに金融機関の窓口等で納付していただきますようお願ひいたします。

※ 送付される納入告知書は、第3片目の「納入告知書 納付書 領収証書」のみ納期限を抹消していますが、金融機関等の窓口では使用できます。

※ 令和2年6月分厚生年金保険料等の納入告知書については、納期限を抹消しておりませんが、納期限の延長の対象となります。

6 延長後の納期限が決定するまでの間の督促状と延滞金について

- 令和2年6月分以降の厚生年金保険料等は、納期限の延長となっている期間、督促状の送付はされず、延滞金はかかりません。

7 「納付の猶予（特例）」の申請をされている事業主・船舶所有者の皆さま

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「納付の猶予（特例）」の申請をしており、申請書の「2 令和3年2月1日までに納期限が到来する保険料等について申請等を希望する場合は、チェックしてください。」の欄にチェックをしている場合、令和2年6月分以降の厚生年金保険料等については、納期限が延長されている間は「納付の猶予（特例）許可通知書」は送付しません。
- 納期限の延長がされた厚生年金保険料等の「納付の猶予（特例）」の申請に係る取扱いについては、延長後の納期限が決定した際に、改めてお知らせします。

8 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は「納付の猶予」の制度があります

- 納期限の延長の終了後も厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、申請をいただくことにより、「納付の猶予」が適用される場合があります。延长期限確定後に管轄の年金事務所へご相談ください。
- 「納付の猶予」の申請には「り災証明書」等が必要になります。

〔対象地域一覧〕

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、 球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、 球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

0120-808-678

(ガイダンスに従い【2】をダイヤルしてください。)

(受付時間)

月曜日：午前8：30～午後7：00

火～金曜日：午前8：30～午後5：15

第2土曜日：午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは最寄りの年金事務所でもお受けしております。

日本年金機構

被災された国民年金被保険者の皆さまへ

国民年金保険料の免除及び口座振替について

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さんに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

○ 国民年金保険料の免除について

令和2年7月豪雨による災害で被災し、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除になります。

免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続については、市区町村又はお近くの年金事務所へお問い合わせください。

○ 口座振替の停止手続について

保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。お近くの年金事務所までご連絡いただくなされ直接、振替先の金融機関本支店に停止のご連絡をお願いします。

* ご連絡の時期によっては停止することができない場合がありますのであらかじめご承知おきください。

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-808-678

ガイダンスに従い【1】を押してください。

受付時間： 月曜日午前8：30～午後7：00

火～金曜日午前8：30～午後5：15

第2土曜日午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

日本年金機構

被災された年金受給権者の皆さんへ

年金の現況届や生計維持確認届等の提出期限の延長等について

令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆さんに、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

1 現況届、生計維持確認届等の提出期限に関するお知らせ

次の年金受給権者で、令和2年7月豪雨により被災された方（別紙「現況届等の提出期限の延長に係る指定地域」に住所を有する方）が提出する次の届書について、提出期限を令和2年12月28日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和2年12月28日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

○ 対象となる年金受給権者

- 誕生日が7月1日から11月30日までの間にある年金受給権者

○ 対象となる届書

- 現況届
- 生計維持確認届

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年7月31日までに、現況届・生計維持確認届のご提出をお願いした方（延長前の提出期限が令和2年2月末日から同年6月末日までにある受給権者の方）で、令和2年7月豪雨により被災された方におかれましても、令和2年12月28日までにご提出いただきますようお願いいたします。

2 所得状況届の提出期限に関するお知らせ

20歳前障害基礎年金受給権者、年金生活者支援給付金受給者、老齢福祉年金受給権者及び特別障害給付金の受給資格者で、令和2年7月豪雨により被災された方（別紙「現況届等の提出期限の延長に係る指定地域」に住所を有する方）が提出する所得状況届について、提出期限を令和2年12月28日まで延長することといたしましたので、届書に記載されている提出期限にかかわらず、遅くとも令和2年12月28日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

【別添3】

3 障害年金等を所得制限により支給停止されている方へのお知らせ

次の年金・給付金の受給権者等で、所得があるために年金の一部又は全部が支給停止されている方のうち、令和2年7月豪雨等の災害により被災された方は、住宅、家財又はその他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けられた場合、ご本人からの申請に基づき、損害を受けた月から令和3年9月までの年金をお支払いします。

なお、翌年（令和3年8月頃）に、その前年（令和2年）の所得確認を行いますが、前年の所得が年金の所得制限額を超えていたことが判明した場合には、損害を受けた月まで遡ってお支払いを停止しますので、あらかじめご了承願います。

○ 対象となる年金・給付金

- ・ 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
(年金証書等に記載されている年金コードが2650又は6350等の方)
- ・ 老齢福祉年金の受給権者
- ・ 特別障害給付金の受給資格者

4 障害状態確認届に関するお知らせ

障害年金の受給権者等に提出していただく障害状態確認届については、「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に伴う国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は年金受給者が診断書を提出すべき日を延長する件」(令和2年厚生労働省告示第197号)に基づき、現況届等の提出期限の延長に係る指定地域を含めた全国を対象地域として、提出期限が令和2年2月末日から令和3年2月末日までの間にある受給権者等について、障害状態確認届の提出期限がそれぞれ1年間延長されています。

【別添3】

お問い合わせは「被災者専用フリーダイヤル」へ！

 0120-808-678

ガイダンスに従い【1】を押してください。

受付時間：月曜日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。

**現況届等の提出期限の延長に係る指定地域
(令和2年7月31日厚生労働省告示第287号)**

都道府県名	市区町村名	都道府県名	市区町村名
山形県	山形市	長野県	伊那市
	米沢市		安曇野市
	鶴岡市		上伊那郡宮田村
	酒田市		下伊那郡阿南町
	新庄市		下伊那郡阿智村
	寒河江市		下伊那郡下條村
	上山市		下伊那郡壳木村
	村山市		木曾郡上松町
	長井市		木曾郡南木曾町
	天童市		木曾郡王滝村
	東根市		木曾郡大桑村
	尾花沢市		木曾郡木曾町
	南陽市		高山市
	東村山郡山辺町		中津川市
	東村山郡中山町		恵那市
	西村山郡河北町		飛驒市
	西村山郡西川町		郡上市
	西村山郡朝日町		下呂市
	西村山郡大江町	岐阜県	島根県
	北村山郡大石田町		江津市
	最上郡最上町		大牟田市
	最上郡舟形町		八女市
	最上郡大蔵村		みやま市
	最上郡戸沢村		久留米市
	東置賜郡高畠町	福岡県	佐賀県
	東置賜郡川西町		鹿島市
	西置賜郡小国町		八代市
	西置賜郡白鷹町		人吉市
	西置賜郡飯豊町		水俣市
	東田川郡三川町	熊本県	上天草市
	東田川郡庄内町		天草市
長野県	松本市		葦北郡芦北町
	飯田市		葦北郡津奈木町
			球磨郡錦町
			球磨郡多良木町

都道府県名	市区町村名
熊本県	球磨郡湯前町 球磨郡水上村 球磨郡相良村 球磨郡五木村 球磨郡山江村 球磨郡球磨村 球磨郡あさぎり町 荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 阿蘇郡南小国町 阿蘇郡小国町
大分県	日田市 由布市 玖珠郡九重町 玖珠郡玖珠町
鹿児島県	阿久根市 出水市 伊佐市 出水郡長島町 鹿屋市 曾於市 志布志市 垂水市 薩摩川内市 いちき串木野市 曾於郡大崎町